用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3　［略］

（適合命令）

第五十条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五十一条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　［略］

五　第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の備付け等）

第五十三条　［略］

（報告の徴収）

第五十四条　［略］

（公示）

第五十五条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第四十条第一号の登録をしたとき。

二　第四十六条の規定による届出があったとき。

三　第四十八条の規定による届出があったとき。

四　第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

（判定の業務の実施基準）

第五十六条　［略］

（判定業務規程）

第五十七条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3　［同上］

（適合命令）

第二十二条　国土交通大臣は、講習実施機関が第十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十三条　国土交通大臣は、講習実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十四条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第十二条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　［同上］

五　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正な手段により第十二条第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の備付け等）

第二十五条　［同上］

（報告の徴収）

第二十六条　［同上］

（公示）

第二十七条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第十二条第一号の登録をしたとき。

二　第十八条の規定による届出があったとき。

三　第二十条の規定による届出があったとき。

四　第二十四条の規定により第十二条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

（判定の業務の実施基準）

第二十八条　［同上］

（判定業務規程）

第二十九条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。